

「台湾関係法」幸福実現党試案

【目的】

第一条 この法律は、インド太平洋地域の平和を守り、繁栄を実現するために、日本国と台湾のあらゆる分野における交流を深めることを目的とする。

【基本理念】

第二条 日本国と台湾は「自由、民主、信仰」の価値観を共有し、インド太平洋地域において、この普遍の価値を守り抜くためのパートナーであることを確認する。

【相互交流】

第三条 日本政府は、あらゆる機会を通じて日本と台湾の相互訪問を行い、これを奨励する。

2 日本政府は、政府職員等が台湾の政府職員等と面会及びその他の交流をするために日本と台湾を相互に訪問することを制限してはならない。

【法律上の権利の保障】

第四条 台湾人が日本国の法律によってこれまでに取得し、または今後取得する権利(財産権その他の諸権利を含む。)は、公共の福祉及び日本国の安全保障上の利益に反しない限り保障される。

【国際機関への参加支援】

第五条 日本政府は、台湾の国際機関への参加を必要に応じて支援する。

【安全保障の連携強化】

第六条 日本政府は、台湾有事は日本の存立危機事態(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。)であると認める。

2 日本政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約における「極東」とは、台湾地域も含まれるとの認識のもと、アメリカと連携して台湾海峡及びその周辺の防衛にあたる。

3 日本政府は、台湾の安全保障に関する協力体制を強化し、インド太平洋地域の平和と繁栄を実現するために必要があると認めるときは、自衛隊を含む政府機関が情報提供及び人材交流等を行うことができるものとする。

附 則

【施行期日】

第一条 この法律は、公布の日から施行する。